



行政相談マスコット
キクーン

有効期限が切れた保険証等(※)を市町村等に返却せず、自分で破棄する取扱いが可能となります。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに係る厚生労働省の取組—

(※) 保険証等：国民健康保険被保険者証・高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証

きっかけとなった行政相談の内容

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されるとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。

返却不要としている自治体も多いけど、省令では返却することになっているので、認めていないところもあったんだって！



行政苦情救済推進会議の意見を踏まえ、厚生労働省へあっせん

厚生労働省の対応状況（令和3年10月22日回答）

- ① 有効期限が切れた保険証等を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令（国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則）を改正
 - 有効期限に至ったときは市町村に返還しなければならないとの規定を削除（国民健康保険高齢受給者証）
 - 保険証等の様式から、有効期限に至ったときは市町村に提出・返却する旨を削除（国民健康保険被保険者証・高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証）
- ② 上記について、都道府県、市町村（特別区を含む）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対して周知



あっせんの内容は別紙1、対応状況は別紙2を見てね！



<連絡先>

総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

令和3年4月28日



行政相談マスコット
キクーン

有効期限が切れた国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証等を、自分で破棄することが可能となります。

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん（行政運営の改善）—

総務省行政評価局は、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者の負担軽減を図るために、令和3年4月28日、厚生労働省にあっせんしました。

このあっせんは、全国に共通する課題として、行政苦情救済推進会議に付議し、改善を促進したものです。

行政相談の内容

※ 四国行政評価支局で受付。四国地域行政苦情救済推進会議で審議

国民健康保険被保険者証の毎年度の更新のたびに、有効期限切れの被保険者証を返却するよう求められるため、市区町村の窓口まで行って返却しているが、被保険者証は、受診する病院で確認されるため、有効期限切れのものが悪用されとは考えられない。

このため、自分で破棄してもよいのではないか。

窓口まで返しに行くのは負担だよね・・・



分かったこと

四国行政評価支局管内の保険者（国民健康保険：95市町村、後期高齢者医療：4広域連合）を調査したところ、被保険者自身による破棄を認めているのは、84市町村（88.4%）・4広域連合（100%）

※ 11市町村は、法令に決まりがあるなどとして返却を求めている。しかし、返却されなかった場合でも、催促するなど回収業務までは未実施

厚生労働省としても、被保険者自身による破棄を認めることに、特段の支障がないこと。

法令に決まりがあるのか……。でも、なんとかならないの？



行政苦情救済推進会議※の意見を踏まえ厚生労働省へあっせん

《あっせんの内容》

- ① 有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと。
- ② ①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること。

※ 行政相談で出てきた問題を、民間有識者の意見をいかして解決する総務大臣の懇談会（座長：松尾邦弘）

詳しくはこちら ⇒https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/kujiyousuisin.html

※詳細は次頁参照



どうして返却を求めているの？

【制度概要】

- 国民健康保険被保険者証（～69歳）及び後期高齢者医療被保険者証（75歳～）は、検認又は更新のため提出を求められたときは、遅滞なく提出しなければならないとされている。

※ 国民健康保険法施行規則第7条の2第2項、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第3項

- 国民健康保険の高齢受給者証（70～74歳）は、有効期限に至ったときは、遅滞なく市町村に返還しなければならないとされている。

※ 国民健康保険法施行規則第7条の4第2項

- 省令で定める上記3種類の被保険者証等の様式の備考欄等には、有効期限を経過したときは速やかに市町村に提出・返却する旨が記載されている。

省令における被保険者証等様式の記載状況（イメージ）

<p>〇〇都道府県 有効期限 令和〇年〇月〇日 国民健康保険 被保険者証</p> <p>記号 〇〇〇〇 番号 〇〇〇〇 氏名 総務 太郎 生年月日 平成〇年〇月〇日</p> <p>交付者名 〇〇市</p>	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。 有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することはできないので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。
--	---

【行政苦情救済推進会議の主な意見】

- 被保険者証等には有効期限が書かれており、使用するときには医療機関等の窓口でチェックするので、回収しなくても支障はない。
- 既に多くの自治体で、返却を不要として取り扱っている実態を踏まえて見直してほしい。

全国どこでも起きる話だからね！



【厚生労働省の見解】

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証のいずれも、被保険者自身で破棄しても差し支えないよう省令を改正し、その趣旨を含め、都道府県・市町村等に周知したい。



有効期限が切れた保険証を、自分でも処分できる取扱いが広まると助かるね！

(本件に関する連絡先)
総務省行政評価局行政相談管理官室
電話：03-5253-5111（代表）

(別紙2)

保発 1022 第 12 号
令和 3 年 10 月 22 日

総務省行政評価局長 殿

厚生労働省保険局長

有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について
(あっせん) への措置結果の報告

「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について(あっせん)」(令和3年4月28日付け総評行第29号。以下「あっせん」という。)について、下記のとおり、措置を講じましたので報告します。

記

被保険者の負担軽減のため、有効期限に至った国民健康保険被保険者証等について、保険者に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第172号)において、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)を改正した。

このことについて、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(令和3年10月15日付け保発1018第4号)(別添1)、「有効期限に至った国民健康保険被保険者証等の取扱いに係るQ&Aの送付について」(令和3年10月19日付け事務連絡)(別添2)及び「有効期限に至った被保険者証等の取扱いに係るQ&Aの送付について」(令和3年10月18日付け事務連絡)(別添3)により、都道府県、市町村(特別区を含む)、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合に対して、当該改正内容及びその取扱いについて周知した。

保発 1018 第 4 号
令和 3 年 10 月 18 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 172 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 10 月 15 日に公布され、同日施行された。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その内容を御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）への周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

なお、改正省令の実施に伴う事務処理の取扱いについては、別途通知する。

記

第 1 改正の趣旨

「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について（あっせん）」（令和 3 年 4 月 28 日付け総評行第 29 号総務省行政評価局長通知）によるあっせんで踏まえ、被保険者の負担軽減のため、有効期限に至った国民健康保険被保険者証等について、保険者に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

(1) 国民健康保険法施行規則の一部改正

- ① 被保険者の属する世帯の世帯主は、高齢受給者証の有効期限に至ったときは、当該世帯が住所を有する市町村に返還しなければならないこととしているところ、対応する規定を削除すること。（国保則第 7 条の 4 関係）

② 食事療養減額認定証、生活療養減額認定証、特定疾病受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・減額認定証について、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、これらの証の有効期限に至ったときは、当該世帯主が住所を有する市町村又は国民健康保険組合に返還しなければならないこととしているところ、対応する規定を削除し、これらの証の有効期限に至った場合は、市町村又は国民健康保険組合から返還の求めがあったときに限って、返還しなければならないこととすること。(国保則第 26 条の 3 等関係)

③ 国保則においては、国民健康保険被保険者証等の様式に「有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けること。」等の記載がなされているところ、有効期限に至った被保険者証等について、保険者に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いを可能とすることを踏まえ、①及び②の改正に準じ、以下の様式について、所要の改正を行うこと。

- ・ 様式 1 号 (国民健康保険被保険者証)
- ・ 様式 1 号の 2 (国民健康保険被保険者証)
- ・ 様式 1 号の 2 の 2 (国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)
- ・ 様式 1 号の 2 の 3 (国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)
- ・ 様式 1 号の 3 (国民健康保険被保険者資格証明証)
- ・ 様式 1 号の 3 の 2 (国民健康保険被保険者資格証明証)
- ・ 様式 1 号の 4 (国民健康保険高齢受給者証)
- ・ 様式 1 号の 4 の 2 (国民健康保険高齢受給者証)
- ・ 様式 1 号の 5 (国民健康保険高齢受給者証)
- ・ 様式 1 号の 5 の 2 (国民健康保険高齢受給者証)
- ・ 様式 1 号の 6 (国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証)
- ・ 様式 1 号の 6 の 2 (国民健康保険食事療養標準負担額減額認定証)
- ・ 様式 1 号の 6 の 3 (国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証)
- ・ 様式 1 号の 6 の 4 (国民健康保険生活療養標準負担額減額認定証)
- ・ 様式 1 号の 7 (国民健康保険特定疾病療養受療証)
- ・ 様式 1 号の 7 の 2 (国民健康保険特定疾病療養受療証)
- ・ 様式 1 号の 8 (国民健康保険限度額適用認定証)
- ・ 様式 1 号の 8 の 2 (国民健康保険限度額適用認定証)
- ・ 様式 1 号の 8 の 3 (国民健康保険限度額適用認定証)
- ・ 様式 1 号の 8 の 4 (国民健康保険限度額適用認定証)
- ・ 様式 1 号の 9 (国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証)
- ・ 様式 1 号の 9 の 2 (国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証)
- ・ 様式 7 号 (国民健康保険被保険者証)

- ・様式7号の2（国民健康保険被保険者証）

④ その他、所要の改正を行うこと。

（2）高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正

① 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について、これらの証の交付を受けた被保険者は、これらの証の有効期限に至ったときは、後期高齢者医療広域連合に返還しなければならないこととしているところ、対応する規定を削除すること。（高確則第66条の2及び第67条関係）

② 高確則においては、後期高齢者医療被保険者証等の様式に「有効期限を経過したときは、被保険者証を使用することができないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。」等の記載がなされているところ、有効期限に至った被保険者証等について、広域連合に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いを可能とすることを踏まえ、①の改正に準じ、以下の様式について、所要の改正を行うこと。

- ・様式第1号（後期高齢者医療被保険者証）
- ・様式第2号（後期高齢者医療被保険者証）
- ・様式第3号（後期高齢者医療被保険者資格証明書）
- ・様式第4号の2（後期高齢者医療限度額適用認定証）
- ・様式第5号（後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証）

③ その他、所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正省令は、公布の日（令和3年10月15日）から施行すること。

第4 経過措置

本省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなすこと。

また、本省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

(別添2)

事務連絡
令和3年10月19日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

有効期限に至った国民健康保険被保険者証等の取扱いに係るQ&Aの送付について

医療保険制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、有効期限に至った国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の取扱いについて、総務省行政評価局長から厚生労働省保険局長に対して、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について（あっせん）」（令和3年4月28日付け総評行第29号）（別添）のとおり、あっせんが行われました。

その内容は、①「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと」、②「①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること」というものです。

有効期限に至った国民健康保険被保険者証、国民健康保険高齢受給者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険食事療養減額認定証、国民健康保険生活療養減額認定証、国民健康保険特定疾病受療証、国民健康保険限度額適用認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「国民健康保険被保険者証等」という。）の取扱いについては、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和3年10月18日付け保発1018第4号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおりですが、有効期限に至った国民健康保険被保険者証等の具体的な取扱いについて、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願いいたします。

問1 改正省令の施行後は、国民健康保険被保険者証等の返還を求めることは一切できなくなるのか。

(答)

本改正は、国民健康保険被保険者証等の有効期限に至った場合に、当該市町村又は国民健康保険組合（以下「保険者」という）が返還を求めるときを除き、当該保険者の判断に基づいて、被保険者が国民健康保険被保険者証等を自己破棄することを可能とするものです。

このため、各保険者の判断において、引き続き、被保険者に対し有効期限に至った証の返還を求めることは可能です。

問2 国民健康保険被保険者証等が有効期限に至った場合であって、引き続き、これらの証の返還を求める場合、どのような点に気をつければ良いか。

(答)

有効期限に至った国民健康保険被保険者証等の返還を求める場合、国民健康保険被保険者証等の交付時におけるお知らせに、「有効期限に至った場合は、速やかに返還する必要がある」旨をわかりやすく明記しておく等の対応が考えられます。

問3 国民健康保険被保険者証等が有効期限に至った場合であって、これらの証の自己破棄を可能とする場合、どのような点に気をつければ良いか。

(答)

有効期限に至った国民健康保険被保険者証等の自己破棄を可能とする場合、以下の事項について、新たな国民健康保険被保険者証等の交付時におけるお知らせやホームページへの掲載等により被保険者に対し、周知を行ってください。

- ・ 国民健康保険被保険者証等の自己破棄を行う場合には、誤使用を防ぐため、個人情報に留意の上、被保険者自身で裁断する等、確実に破棄すること。
- ・ 有効期限を経過したときは、国民健康保険被保険者証等を使用することはできないこと。
- ・ 有効期限を経過した国民健康保険被保険者証等を使用して保険給付を受けた場合は、保険給付費の返還を求める場合があること。

事務連絡
令和3年10月18日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
市区町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

有効期限に至った被保険者証等の取扱いに係るQ&Aの送付について

後期高齢者医療制度の円滑な運営については、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、有効期限に至った国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証の取扱いについて、総務省行政評価局長から厚生労働省保険局長に対して、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証等の処分方法について（あっせん）」（令和3年4月28日付け総評行第29号）（別添）のとおり、あっせんが行われました。

その内容は、①「有効期限切れとなった国民健康保険被保険者証、高齢受給者証及び後期高齢者医療被保険者証を保険者に返却せず、被保険者自身で破棄しても差し支えないこととする取扱いが可能となるよう、関係法令の規定を見直すこと」、②「①の措置について、被保険者、都道府県及び市区町村に周知すること」というものです。

有効期限に至った被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「被保険者証等」という。）の取扱いについては、「国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和3年10月18日付け保発1018第4号厚生労働省保険局長通知）でお示ししたとおりですが、その具体的な取扱いについて、別紙のとおりQ&Aを作成しましたので、内容について御了知いただくようよろしくお願いいたします。

問1 改正省令の施行後は、被保険者証等の返還を求めることは一切できなくなるのか。

(答)

本改正は、被保険者証等の有効期限に至った場合に、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が返還を求めるときを除き、当該広域連合の判断に基づいて、被保険者が被保険者証等を自ら破棄することを可能とするものです。

このため、各広域連合の判断において、引き続き、被保険者に対し有効期限に至った証の返還を求めることは可能です。

問2 被保険者証等が有効期限に至った場合であって、引き続き、これらの証の返還を求める場合、どのような点に気をつければ良いか。

(答)

有効期限に至った被保険者証等の返還を求める場合、被保険者証等の交付時におけるお知らせに、「有効期限に至った場合は、速やかに返還する必要がある」旨をわかりやすく明記しておく等の対応が考えられます。

問3 被保険者証等が有効期限に至った場合であって、これらの証の自己破棄を可能とする場合、どのような点に気をつければ良いか。

(答)

有効期限に至った被保険者証等を被保険者が自ら破棄することを可能とする場合、被保険者に対し、以下の事項について、新たな被保険者証等の交付時におけるお知らせやホームページへの掲載等により周知してください。

- ・ 被保険者証等を自ら破棄する場合には、誤使用を防ぐため、個人情報に留意の上、被保険者自身で裁断する等、確実に破棄すること。
- ・ 有効期限を経過したときは、被保険者証等を使用することはできないこと。
- ・ 有効期限を経過した被保険者証等を使用して後期高齢者医療給付を受けた場合は、後期高齢者医療給付費の返還を求める場合があること。